

商店街安心・安全促進事業補助金交付要綱

令和3年5月20日決裁

(趣旨)

第1条 県は、新型コロナウイルス感染症の拡大への対応として、自主的な感染症対策に取り組む商店街等組織を対象に、感染症対策を徹底しつつ販売促進につながる取組に要する経費に対して、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 商店街等

商店街その他の商業の集積をいう。

(2) 商店街等組織

次に掲げるものをいう。

(ア) 商店街等を構成する団体であって、商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に規定される商店街振興組合、商店街振興組合連合会、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合、協同組合連合会。

(イ) 法人化されていない商店街等を構成する任意の団体であって、規約等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができ、所在する市町村が認証又は認識しているもの。

(3) 商店街感染症対策セミナー

埼玉県公式YouTubeアカウント「サイタマドウガ」に登録されている動画「商店街感染症対策セミナー」のことをいう。

(4) 商店街感染症対策チェックシート

商店街及び会員店舗等の感染症対策の実施状況を確認し、実施状況を取りまとめるためのチェックシートをいう。

(5) 商店街感染症対策セルフチェック

前号の商店街感染症対策チェックシートを用い、商店街及び会員店舗等の感染症対策の実施状況を確認し、取りまとめることをいう。

(6) 評価結果シート

商店街感染症対策セルフチェックを実施のうえ、当該セルフチェック済みの商店街感染症対策チェックシートを県に提出後、県から送付される文書のことをいう。

(事業実施主体)

第3条 事業実施主体は、前条第2号に規定する商店街等組織とし、かつ、次の各号のいずれにも該当する団体とする。

(1) 商店街感染症対策セミナーを受講（動画視聴）していること。

(2) 商店街感染症対策セルフチェックを実施し、当該セルフチェック実施済みの商店街感染症対策チェックシートを県に提出していること。

(3) 評価結果シートを受け取っていること。

(補助対象事業等)

第4条 補助の対象となる事業は、商店街等において、感染症対策を徹底しつつ、販売促進に繋がる取組で、事業年度の2月末日までに完了するものとする。

2 対象となる経費は次のとおりとし、経費区分、補助率及び補助限度額は、別表のとおりとする。

(1) まちバルやまちゼミなどイベント等の開催に要する経費

(2) テラス販売や共同宅配など販売方法の構築に要する経費

(3) 商店街マップや商店街PR動画の作成等広報活動に要する経費

(4) その他感染症対策を徹底しつつ、販売促進に繋がる取組に必要な経費

3 事業実施主体の運営改善及び組織強化事業は、除くものとする。

4 事業実施主体以外が実施する事業並びに県の他の補助制度の交付対象となる事業は、除くものとする。

5 国庫補助対象事業は、除くものとする。

(交付の申請)

第5条 規則第4条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 前項の申請書の提出期限は知事が別に定めるものとし、その提出部数は1部とする。

3 規則第4条の申請をするに当たって、事業実施主体が課税事業者（免税事業者及び簡易課税事業者以外）の場合には、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付申請書の添付書類)

第6条 規則第4条第2項第1号及び第2号に掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

2 規則第4条第2項第5号に規定する知事が定める事項に係る書類は、次のとおりとする。

(1) 事業実施主体の役員及び加盟店の代表者等の氏名、住所、会社名（屋号）、業種及び連絡先等を記した名簿（任意様式）

(2) 事業実施主体の定款・規約等

(3) 補助事業の実施場所を示す地図等

(4) 補助事業の実施体制に関する資料

(5) 補助金を備品の購入に当てる場合、当該見積書の写し

(6) 誓約書（別紙2）

(7) 県から受領した評価結果シートの写し

(8) その他知事が必要と認めるもの

(補助事業者の決定)

第7条 県は第5条の様式第1号の提出があったときは、予算の範囲内において、別に定める審査基準及び審査手順により審査のうえ、補助金交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）を決定する。

2 県は前項の審査において、申請件数に応じて補助金額を調整することができる。

(交付決定通知書の様式)

第8条 前条により決定された補助事業者に通知する規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

2 知事は、交付決定に当たり、第5条第3項により補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税等仕入控除税額を減額するものとする。

3 知事は、第5条第3項ただし書きによる交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について補助金の額の確定において必要な減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

4 知事は、第5条第3項ただし書きによる交付申請がなされたものについて、補助金の額の確定時点において消費税等仕入控除税額が明らかでない場合には、補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した時点で、知事が当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずることとなる旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(申請の取下げ)

第9条 規則第8条に規定する申請の取下げの期間は、交付決定通知書を受領した日から7日以内とする。

2 前項の規定による申請の取下げを行おうとするときは、様式第3号による届出書を知事に提出しなければならない。

(事業内容の変更等)

第10条 補助事業者は、補助事業にかかる計画を変更しようとするとき、又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、様式第4号の変更（中止・廃止）承認申請書を知事に提出しなければならない。

2 規則第6条第1項第1号に規定する軽微な変更とは次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 補助対象経費の20%を超えない流用を行うとき。

(2) 変更内容が補助金の交付目的に反せず、かつ事業の対象、数量、実施方法等に大幅な変更がないもの。

(変更等の承認)

第11条 知事は、前条の変更等の申請があったときは、その内容を審査し、当該変更等を承認するか否かを決定し、様式第5号により補助事業者に通知するものとする。

(補助事業遅延の報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき、又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに様式第6号の報告書

を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(補助事業遅延に係る指示)

第13条 知事は、前条の遅延の報告があったときは、その内容を審査し、当該事業の遅延を承認するか否かを決定し、必要な指示とともに書面により補助事業者に通知するものとする。

(状況報告)

第14条 規則第11条の規定による状況報告について、知事が必要と認めて要求したときは、補助事業者は、様式第7号による遂行状況報告書を知事に提出しなければならない。

(実績報告書の様式等)

第15条 規則第13条の報告書の様式は、様式第8号のとおりとする。

2 前項の報告書に添付する書類は、次のとおりとする。

(1) 様式第9号による検査調書

(2) その他知事が必要と認めるもの

3 第5条第3項ただし書きにより交付の申請をした補助事業者は、第1項の報告書を提出するに当たって、補助事業者が課税事業者（免税事業者及び簡易課税事業者以外）の場合で、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を補助金額から減額して報告しなければならない。

(実績報告書の提出時期)

第16条 規則第13条の報告書の提出期限は、補助事業の完了後30日以内又は事業年度の3月10日のいずれか先に到来する日とし、その提出部数は1部とする。ただし、補助事業の遅延について知事から承認を受け、補助事業の完了が事業年度の3月1日以降となる場合の提出時期は、補助事業の完了日とする。

(補助金の概算払請求)

第17条 補助金は、規則第14条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合には、補助金の全部又は一部について概算払をすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、様式第10号の補助金請求書を知事に提出しなければならない。

(額の確定通知書の様式)

第18条 規則第14条の補助金の額の確定通知は、様式第11号により行う。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第19条 補助事業者は、補助金の額の確定後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額（第15条第3項の規定により減額した補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）

等を様式第12号により速やかに知事に報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告があった場合には、期限を定めて、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(財産の管理及び処分の制限)

第20条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理し、かつ補助金の交付の目的に従ってその効率的運営を図らなければならない。

- 2 取得財産等のうち、規則第19条第2号に規定する知事の定めるものは、取得価格が10万円以上のものとする。
- 3 補助事業者は、前項に定める取得財産等について、様式第13号による取得財産等管理台帳（明細表）を備え管理しなければならない。
- 4 規則第19条ただし書きに規定する知事が定める期間は、事業年度終了（当該財産取得）後5年とする。
- 5 補助事業者は、第2項に定める取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ様式第14号による財産処分承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 6 知事は、補助事業者に対し、当該承認に係る財産を処分したことにより収入があったときは、その収入に相当する額の全部又は一部を県に納付させることができる。

(書類の整備等)

第21条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(債権譲渡の禁止)

第22条 補助事業者は、規則第5条の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を知事の承認を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(収益納付)

第23条 知事は、補助事業者の補助事業の成果の事業化、産業財産権等の譲渡又は実施権の設定及びその他補助事業の実施により収益が生じたと認めたときは、補助事業者に対し交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付させることができるものとする。

(情報管理及び秘密保持)

第24条 補助事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

なお、情報のうち第三者の秘密情報（事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限

定されない。)については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

附 則

この要綱は、令和3年5月20日から施行する。

別表（第4条関係）

<p>1 経費区分</p>	<p>ア 賃金 アルバイト代等</p> <p>イ 謝礼金 講師謝金等</p> <p>ウ 印刷製本費 印刷費、資料製本費等</p> <p>エ 物品購入費 消耗品、教材、資料等</p> <p>オ 備品購入費 各種機材購入、什器備品等</p> <p>カ 役務費 郵送代、広告代等</p> <p>キ 委託費 デザイン委託等</p> <p>ク 使用料及び賃借料 会場借上、設備賃借、車両借上等</p> <p>(注) 対象外経費 ア 間接的な経費 イ 景品等 ウ 旅費、飲食費 エ その他知事が定めるもの</p>
<p>2 補助率</p>	<p>補助対象経費（消費税及び地方消費税を除く）の4分の3以内</p>
<p>3 補助限度額</p>	<p>1事業当たり30万円以内とする。</p>

様式第1号（第5条関係）

商店街安心・安全促進事業補助金交付申請書

令和 年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

主たる事務所の所在地

事業実施主体名

代表者名

上記補助金の交付を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業名

2 補助金交付申請額

金 円

3 補助事業の実施計画及び添付書類等

別紙1のとおり

4 事業の着手及び完了予定期日

着手予定期日 令和 年 月 日

完了予定期日 令和 年 月 日

（連絡担当者）

フリガナ
役職・氏名：

電 話：

Eメール：

別紙 1

1 事業実施主体の概要

(フリガナ) 名 称		所 在 地	
(フリガナ) 代表者名		電 話 番 号	
構 成 員 数	名		
設 立 年 月	年 月		

2 事業内容等

事業名		取組の 実施時期	
事業実施エリアの現状			
取組内容			
事業効果			

3 交付を受けようとする補助金の額の算出基礎等

総収入額 a	円	総事業費 e	円	
内 訳	県補助額 b	円	内 補助対象事業費 f	円
	事業実施主体 負担額 c	円	補助対象外事業費 g	円
	その他収入額 d	円		

※ a=e、
3f
b ≤ 1/4

4 事業実施主体負担額(c)及びその他収入額(d)の内訳 (単位 円)

負担者名	金額	負担方法
合計	c+d	—

5 経費の使用方法的等 (単位 円)

経費区分	補助対象事業費(税抜)	補助対象外事業費	使用方法的等(内訳・積算等)
合計	f	g	—

(注) 消費税及び地方消費税は、経費区分ごとに補助対象外事業費として記入すること

令和 年 月 日

埼玉県知事

(申請者)

住 所

名 称

代表者

誓約書

当団体は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。

なお、この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 団体が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は団体の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有している。

商店街安心・安全促進事業補助金交付決定通知書

第 号
令和 年 月 日

補助事業者 様

埼玉県知事

令和 年 月 日付けで申請のあった上記補助金について、下記のとおり交付することに決定したので、補助金等の交付手続等に関する規則第7条の規定に基づき通知します。

記

- 1 交付決定金額
金 円
- 2 交付決定内容
申請内容のとおり
- 3 支払方法
- 4 交付の条件
 - (1) 補助事業者は、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）、商店街安心・安全促進事業補助金交付要綱（令和3年5月20日決裁。以下「要綱」という。）、商店街安心・安全促進事業補助金交付要領（令和3年5月20日決裁。以下「要領」という。）に定めるところに従わなければならない。
 - (2) 補助事業者は、次の各号の一に該当する場合は、知事の承認を受けなければならない。
 - ア 補助事業の内容を変更しようとするとき
 - イ 補助対象経費の20%を超える流用を行うとき
 - ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき
 - (3) 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
 - (4) (1) 又は知事の付した条件に違反した場合には、補助金の全部又は一部を返還させることがある。

- (5) 補助事業者は、要綱第5条第3項ただし書きによる交付申請がなされたものについては、実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額があり、かつ、その総額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- (6) 補助事業者は、補助金の額の確定時点においてもなお消費税等仕入控除税額が明らかでない場合には、事業実施主体が補助金の額の確定後に消費税及び地方消費税の申告により、補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した時点で要綱第19条に定める様式第12号により速やかに知事に報告するとともに、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部を知事に返還しなければならない。
- (7) 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等を備え、かつ、当該収入支出等についての証拠書類を当該事業完了の日の属する会計年度の翌年度から5年間整備しなければならない。
- (8) 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（取得価格が10万円以上のもの）については、「取得財産等管理台帳（明細表）」（様式第13号）を備え、管理しなければならない。
- (9) 知事は必要に応じて、補助事業者に対して報告させ、調査若しくは検査に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件等を調査させ、若しくは関係者に質問させることがある。

この交付決定に対して不服がある場合における規則第8条に規定する申請の取下げは、要綱第9条第1項の規定により、この交付決定通知のあった日から7日以内とする。

様式第3号（第9条関係）

商店街安心・安全促進事業補助金申請取下げ届出書

令和 年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

主たる事務所の所在地

事業実施主体名

代表者名

令和 年 月 日付で補助金の交付決定の通知を受けた上記補助金の交付申請を、
下記理由により取り下げたいので、商店街安心・安全促進事業補助金交付要綱第9条の
規定により届け出ます。

記

1 補助事業名

2 申請を取り下げる理由

様式第4号（第10条関係）

商店街安心・安全促進事業変更（中止・廃止）承認申請書

令和 年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

主たる事務所の所在地

事業実施主体名

代表者名

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた上記補助事業の実施について、下記のとおり変更（中止・廃止）の承認を受けたいので、商店街安心・安全促進事業補助金交付要綱第10条第1項の規定により申請します。

記

1 変更（中止・廃止）の内容及び理由

2 変更申請事業計画書

（様式第1号の記以下の記載要領に準ずること）

様式第5号（第11条関係）

商店街安心・安全促進事業変更（中止・廃止）（不）承認書

第 号
令和 年 月 日

補助事業者 様

埼玉県知事

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定を通知し、令和 年 月 日付け
第 号で変更申請があった上記補助事業については、下記のとおりです。

記

- 1 補助事業名
- 2 承認・不承認
- 3 その他（条件等）

商店街安心・安全促進事業遅延報告書

令和 年 月 日

（あて先）
埼玉県知事

主たる事務所の所在地
事業実施主体名
代表者名

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた上記補助事業について、商店街安心・安全促進事業補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助事業の進捗状況

(1) 当初予定

(2) 実績及び今後の計画

2 同上に要した経費

区 分	当初の予算（円）	支出済の額（円）
合 計		

3 遅延の内容及び理由

(1) 遅延の内容

(2) 遅延の理由

4 遅延に対してとった措置

様式第7号（第14条関係）

商店街安心・安全促進事業遂行状況報告書

令和 年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

主たる事務所の所在地

事業実施主体名

代表者名

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた上記補助事業の遂行状況について、補助金等の交付手続等に関する規則第11条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 事業遂行状況（別紙のとおり）

2 事業着手 令和 年 月 日

3 事業完了予定 令和 年 月 日

別紙

事業遂行状況

1 収支の状況

(1) 収入の部

区分	予算額 (円)	収入済額 (円)	収入未済額 (円)	備考

(2) 支出の部

区分	予算額 (円)	支出済額 (円)	支出未済額 (円)	備考

2 事業別状況

費目	実施計画		出来高		進捗率 (B)/(A)	備考
	事業量	事業費(A)	事業量	事業費(B)		

様式第8号（第15条関係）

商店街安心・安全促進事業実績報告書

令和 年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

主たる事務所の所在地

補助事業者名

代表者名

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた上記補助事業が完了したので、補助金等の交付手続等に関する規則第13条の規定により、関係書類を添え、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業名
- 2 補助金の交付決定額
金 円
- 3 補助金の実績報告額
金 円
- 4 補助事業の実績等
別紙のとおり

4 補助事業者負担額等

(単位 円)

負担者名	金額	負担方法
合計	c+d	

5 経費の使用方法等

(単位 円)

経費区分	補助対象事業費(税抜)	補助対象外事業費	使用方法等(内訳・積算等)
合計	f	g	—

(注) 消費税及び地方消費税は、経費区分ごとに補助対象外事業費として記入すること

商店街安心・安全促進事業補助金検査調書

検査日 令和 年 月 日

補助事業者名 _____

職 名 _____ 氏名 _____

補助対象経費計	f(※)	円
---------	------	---

※実績報告書別紙「5 経費の使用等方法等」の補助対象事業費の合計を転記してください。

項 目	確 認	
1 事業の実施において、交付決定内容及び条件に従っていたか。	<input type="checkbox"/>	
2 事業ごとの収入及び支出等を明らかにした帳簿を備えているか。	<input type="checkbox"/>	
3 収入及び支出等についての証拠書類を整理保管しているか。	<input type="checkbox"/>	
4 自己資金の負担方法は適正か。	<input type="checkbox"/>	
5 借入金やその返済方法などに問題はないか。	<input type="checkbox"/>	
6 事業の記録は整理されているか（写真、会議録など）	<input type="checkbox"/>	
7 管理体制等は適正か。	<input type="checkbox"/>	
8 申請に照らして、事業を適正に行っていたか。	<input type="checkbox"/>	
9 その他の確認事項		

様式第10号（第17条関係）

商店街安心・安全促進事業補助金（概算払）請求書

令和 年 月 日

（あて先）
埼玉県知事

主たる事務所の所在地
補助事業者名
代表者名

令和 年 月 日付け 第 号で補助金確定（交付決定）の通知を受けた
上記補助金について、商店街安心・安全促進事業補助金交付要綱第17条の規定により
下記のとおり精算払（概算払）を請求します。

記

- 補助事業名
- 補助金の（概算払）交付請求金額
金 円
- 口座の種類等 債権者コード No. _____

金融機関名	支店（本店）名	口座種別 （○印をつける）	口座番号
		普通預金 当座預金	

口座名義（カタカナ） _____

様式第 1 1 号（第 1 8 条関係）

商店街安心・安全促進事業補助金確定通知書

第 号
令和 年 月 日

補助事業者 様

埼玉県知事

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知をした上記補助金については、令和 年 月 日付けで提出のあった事業実績報告書等により審査した結果、下記のとおり補助金の額を確定したので、補助金等の交付手続等に関する規則第 1 4 条の規定に基づき通知します。

記

交付すべき金額 金 円

様式第12号（第19条関係）

商店街安心・安全促進事業補助金に係る消費税
及び地方消費税の確定に伴う報告書

令和 年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

主たる事務所の所在地
補助事業者名
代表者名

令和 年 月 日付け 第 号により補助金の額の確定通知のあった上記
事業の補助金について、商店街安心・安全促進事業補助金交付要綱第19条第1項の規
定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業名
- 2 補助金の額（県が確定通知書により通知した額）
円
- 3 補助金の確定時における消費税等仕入控除税額
円
- 4 消費税及び地方消費税の確定に伴う補助金に係る消費税等仕入控除税額
円
- 5 補助金返還相当額（4－3）
円

（注）1 積算の内訳を添付してください。

2 課税事業者であっても、単純に補助金の10%相当額が消費税等仕入控除に
よる減額等の対象額とは限りません。

様式第13号（第20条関係）

取得財産等管理台帳（明細表）

補助金名：商店街安心・安全促進事業補助金

補助事業者名：_____

財産名 (区分)	財産取得者	規格	数量	単価（円）	金額（円）	取得年月日	保管場所	県補助率	備考

- （注）
1. 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加額が10万円以上のものとします。
 2. 「補助事業者名」欄は、補助金の交付を受けた事業者名称を記入してください。
 3. 「数量」欄は、同一規格であれば一括して記入して差し支えありません。ただし、単位が異なる場合は区分して記入してください。
 4. 「取得年月日」欄は、検査を行う場合は、検収年月日を記入してください。
 5. 「保管場所」欄は、名称及び住所を記入してください。
 6. 財産取得者と使用者が異なる場合は、「備考」欄に使用者名を記入してください。

商店街安心・安全促進事業財産処分承認申請書

令和 年 月 日

（あて先）
埼玉県知事

主たる事務所の所在地
補助事業者
代表者名

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた上記事業の補助金により取得した財産の処分の承認を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則第19条の規定により申請します。

記

1 処分しようとする財産及びその理由

財産の名称 (品目・型式等)	取得金額	処分の方法・時期	処分の理由
仕 様	取得年月日		

2 相手方（住所、氏名、使用の目的及び条件）

（注）処分の方法の欄には、使用、譲渡、交換、貸付又は担保の提供の別を記載すること。